

(別紙)

「京丹後市障害者計画(案)」に対する意見とそれに対する市の考え方

項目	意見要旨	市の考え方
ガイドヘルプサービス	支援費サービスの利用状況のガイドヘルプサービスで、知的障害者の18年度の利用が大幅に減少している理由は何でしょうか。理由がわかれば、明記してほしいと思います。	京丹後市には、毎月、サービスを提供する事業者から、利用された方の利用時間数等の明細を付けて、支援費等の請求があります。この請求明細から平成16年4月、平成17年4月及び平成18年4月のそれぞれ1月間の利用時間を積み上げたもので、個々の利用者の方が必要に応じて利用された利用量の増加及び減少の理由まではわかりません。
福祉施設から一般就労への移行	「福祉施設から一般就労への移行」において、平成23年の目標値が4人というのは、あまりに低すぎると思います。就労を希望する障害者数などを把握されたものでしょうか？4名の根拠は何ですか？あまりにも低い数値で実情把握の上、見直してください。	福祉施設から一般就労への移行については、国の指針に基づき、平成17年度の実績の4倍を設定したもので、平成17年度の実績の1人の4倍の4人としたものです。 障害者の雇用・就労については、本計画の第6節にあります施策を推進する中で、就労移行支援事業の実施状況、障害者の雇用状況等の現状を把握するとともに、健康と福祉のまちづくり審議会障害者福祉部会において、計画の点検・評価を行い、平成20年度において見直しを行います。
地域自立支援協議会	この協議会の構成は国の示している基準を満たしていますか？求められている役割が果たせるよう、国の基準に見合う構成に見直してください。 より幅広い専門家による構成が必要と考えます。各障害の専門の構成メンバーの追加を希望します。	地域自立支援協議会の構成メンバーについては、国の要綱において、地域の実情に応じて構成されるべきものとされ、想定される例が示されています。 本市では、条例により「京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会」の障害者福祉部会が設置され、本市における障害者福祉の向上に関する調査、研究及び審議を行い、福祉のまちづくりの推進を図っています。それを踏まえた上で、「京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会」の障害者福祉部会の委員が自立支援協議会を兼務する形で設置いたしました。 障害者福祉部会では、これまでから障害者福祉の様々な課題や問題について協議検討いただいていることから、検討内容に重複する部分があることや機動性の面などの理由から兼務をお願いしたものです。国の要綱で示された例の構成メンバーの全員がそろっていませんが、地域の実情に応じた多様な形で選任できることになっており、上記の事情から当面現状のとおりとしておりますが、自立支援

		<p>協議会を運営する中で、必要に応じて相談支援事業者、医療、教育などの関係者にも出席いただかなくてはなりませんし、今後状況を見て構成メンバーの見直しもしていかなければいけないと思っています。</p>
--	--	--